

# 船橋市立塚田南小学校サポーターズクラブ会則

## 第1章 総則

(名称)

### 第1条

本会は塚田南小学校サポーターズクラブと称し、その通称をウインドとする。

(所在地)

### 第2条

本会は千葉県船橋市行田1-50-1(塚田南小学校内)を所在地とする。

(目的)

### 第3条

本会は船橋市立塚田南小学校(以下、本校という。)において、児童教育の充実を目指し本校に所属する児童の保護者(以下、保護者という。)、教職員及び地域が緊密なる連絡と協力を図り、本会の活動を通じて家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

## 第2章 方針

(独立性)

### 第4条

本会は教育を目的とする民主団体として活動し、いかなる団体の支配・統制・干渉を受けない。

2 本会は教職員及び教育委員会等と学校問題について討議し、またその活動を助けるために意見具申等を行うが、本校の組織や人事に干渉しない。

(公平性)

### 第5条

本会は、法令を遵守するとともに、会員の主体性・自主性を尊重し強制のない運営を行う。

2 本会のすべての活動において、全ての児童は平等に扱われ、児童及びその保護者の属性による差別的待遇をしてはならない。

3 本会は、公私の選挙に一切関与しない。

## 第3章 会員

(入退会)

### 第6条

本会の会員になることができるものは、本校の保護者のみとする。

2 本会への入会を希望する者は所定の入会申込書を提出しなければならない。

3 卒業・転校によって本校を転出する場合、会員は自動的に退会となる。また、会員の意思による退会の申し出は退会届の提出をもって行い、退会を妨げてはならない。

(本部・役員)

#### 第7条

本会において下記役員を定めその総称を本部とする。

- |       |      |   |
|-------|------|---|
| 1・代表  | 1名   | 本会を代表し会務を統括する。                          |
| 2・副代表 | 1名以上 | 代表を補佐し、必要に応じその職務を代行する。                  |
| 3・理事  | 若干名  | 本会の会務を司る。理事のうち1名は会計担当とし、<br>金銭の出納業務を行う。 |

2 役員は会員の中より立候補等により募り、総会にて承認を受ける。理事における担当会務については役員間の話し合いにより定める。

3 役員の任期は原則1年とし、年度末総会終了までとする。役員の再任は妨げない。

(サークル)

#### 第8条

本部は必要に応じて会務のための活動サークルを募ることができる。また会員は本部に対してサークル結成の申し出を行い、本部の承認を得て有志によるサークル活動を行うことができる。

2 各サークルの活動についてはサークル活動細則に従うものとする。

### 第4章 会計

(会計)

#### 第9条

本会の活動に要する金銭は会費、寄付金及びその他の収入によって支弁される。

2 会費を徴収する場合は総会によって金額、徴収手段等を決議しなければならない。

3 本会の経理は会計監査を経て、総会にて決算報告を行う。

4 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。

(会計監査)

#### 第10条

本会の経理を監査するために2名の会計監査委員を置く(保護者1名・教職員1名)。会計監査委員は会員の中より立候補等により募り、本会が選出する。また本会本部に所属する保護者は会計監査委員になることはできない。

2 会計監査委員は会計年度終了後に会計を監査し、総会にて決算報告を行う。また会計監査委員兩名が必要と認めた場合、本会は随時その監査に応じなければならない。

3 会計監査委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(学校監査)

第11条

本会は保護者を代表し、本校による児童拠出金の使途について会計監査を行い、総会にて決算報告を行う。

2 本部より1名を学校監査理事と定め、学校監査理事と本会が協力を要請した保護者により学校監査を行う。当該年度の会計担当理事は学校監査理事になることはできない。

## 第5章 総会

(定時総会)

第12条

総会は全会員をもって構成され、年1回を原則とし年度末後に開催する。

2 総会は決算及び活動の報告、次年度の本部役員、次年度の活動や予算計画、会則の改正等の審議・議決を行う。

3 総会は全会員の1/2以上の出席（委任状等を含む）をもって開催され、その議事は出席会員数の過半数で決する。

4 総会の開催及び決議については、書面またはその他の合理的方法によって代替することができる。

(臨時総会)

第13条

本会は次の各号に掲げる事態が生じた際、臨時総会を開催することができる。

1. 本校及び全児童に関わる重要な事項を決定する場合。
2. 本会の解散を宣言する場合
3. その他重要な事項についての決定及び周知を行う場合。

2 会員数の1/10以上より臨時総会の開催要求がある場合、本会は直ちに臨時総会を開催しなければならない。

3 臨時総会の開催及び決議については、前条の3及び4に準拠し行う。

## 第6章 その他

### (個人情報)

#### 第14条

本会が活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供、管理および開示については、個人情報取扱規約を定め、適正に運用するものとする。

2 前項について、保護者による同意書または個人情報取扱規約に同意する旨の記載がある入会申込書の提出をもって同意したものとみなす。

### (情報発信)

#### 第15条

本会は保護者への情報発信のためインターネットを介し、メールその他ソフトウェア等を用いることができる。

2 前項の実施に際しては保護者及び児童の特定が可能な個人情報、名札等についてはその全てを掲載してはならない。ただし、掲載される本人、保護者、本校及び本会の同意の上で掲載する場合はその限りではない。

### (改廃)

#### 第16条

本会則は総会の決議に基づき改廃することができる。

### 附則

本会則は2022年1月1日から施行する。

2023年5月 一部改正